

環境影響評価とは

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全について適正な配慮するための制度です。高知県では、平成11年3月に「高知県環境影響評価条例」を制定し、同年10月から全面的に施行しています。

各主体に期待される役割

県の役割

- 環境影響評価制度の適切な管理・運営を行う。
- 環境影響評価に関する情報の収集・整備・提供など環境影響評価を支える基盤の整備に努める。

市町村の役割

- 地域の環境保全に責任を有する立場から、手続の各段階で意見を述べる。
- 手続が適切かつ円滑に行われるよう事業者等の求めに応じて必要な協力を行うよう努める。

事業者の役割

- できるだけ早い段階から事業に関する情報を提供して有益な環境情報を幅広く収集し、環境影響評価を適切に実施すること。
- 環境影響評価に基づき、自主的かつ積極的に環境の保全のための適切な措置を講じ、自らの事業に係る環境影響を回避、低減すること。

住民等の役割

- 環境影響評価の趣旨に即して、環境影響評価を行う過程において、環境情報を的確かつ効果的に収集するための手続（環境影響評価方法書、環境影響評価準備書）に参加すること。

対象事業

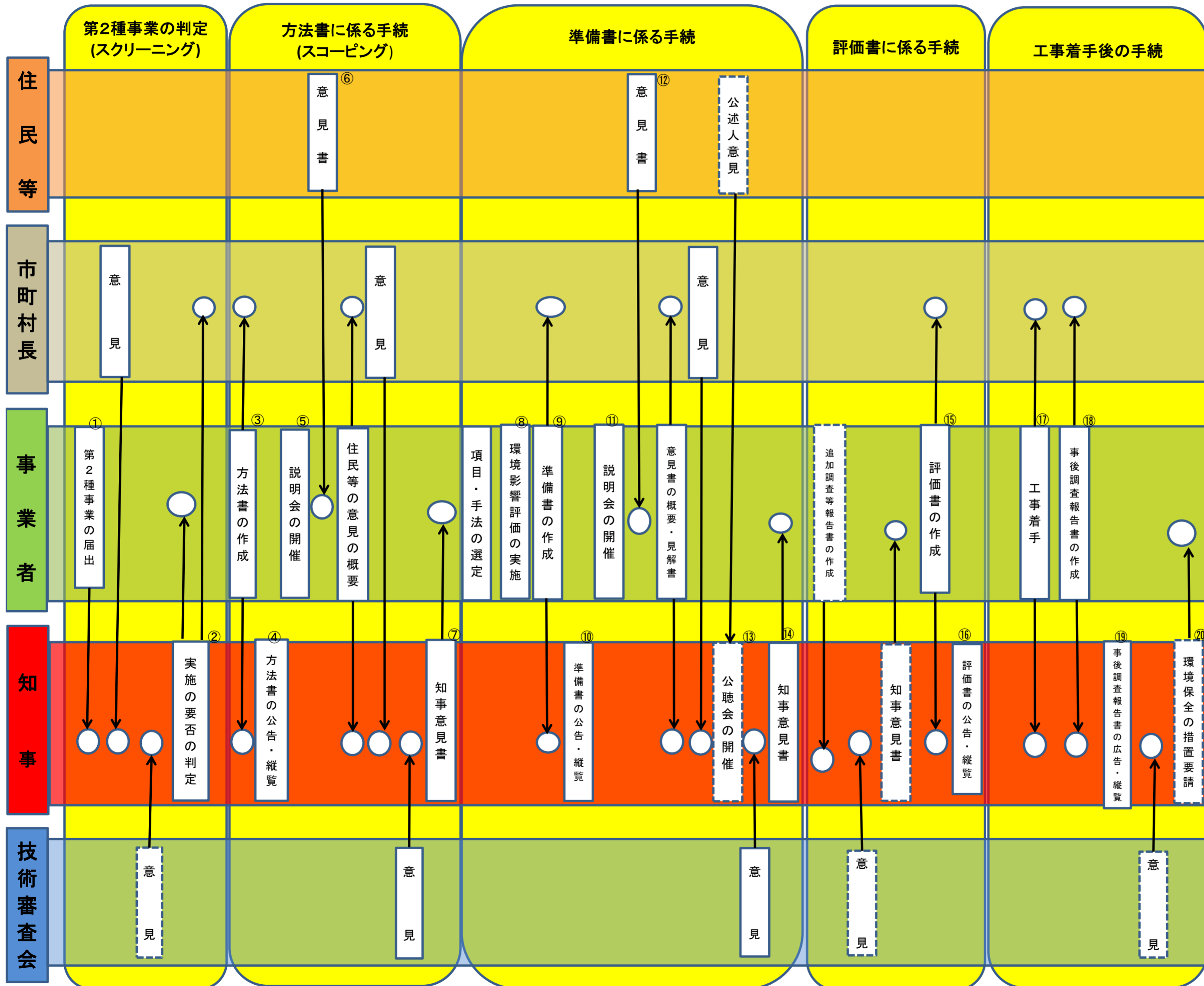
対象事業の種類		第1種事業	第2種事業
①道路	一般国道、県道、市町村道	4車線・10km以上	4車線・5km以上10km未満
	”	—	2車線・10km以上(特別地域)
	林道	幅員6.5m・20km以上	幅員6.5m・10km以上20km未満
	農道	—	2車線・10km以上(特別地域)
②河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積50ha以上100ha未満
	放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha以上100ha未満
③鉄道	普通鉄道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
④飛行場		滑走路長2500m以上	滑走路長1250m以上2500m未満
⑤発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW以上3万kW未満
	火力発電所(地熱以外)	出力15万kW以上	出力7.5万kW以上15万kW未満
	風力発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW以上1万kW未満
⑥廃棄物 処理施設	最終処分場	面積30ha以上	面積15ha以上30ha未満
	一般廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	産業廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	—
⑦公有水面の埋立て及び干拓		面積50ha超	面積25ha以上50ha以下
⑧下水道終末処理場		計画排水量2万m ³ /日以上	—
⑨工場又は事業場 (製造業、ガス供給業、熱供給業)		最大排ガス量4万Nm ³ /時以上又は 平均排水量1万m ³ /日以上	—
⑩畜産 施設	豚舎	飼育頭数5000頭以上	—
	牛舎	飼育頭数500頭以上	—
⑪土又は岩石の採取		面積50ha以上	—
⑫土地区画整理事業※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑬流通業務団地造成事業※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑭宅地の造成※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑮レクリエーション施設※		面積50ha以上	—
⑯複合開発事業 (上記※のものを併せて複数実施するもの)		各事業の面積比の合計が1以上のもの	面積の合計50ha以上
○港湾計画		埋立・掘込み面積150ha以上	

(注1)「第1種事業」とは、必ず環境影響評価の手続を行う事業、「第2種事業」とは、環境影響評価の手続が必要かどうかの判定を知事が行う事業をいいます。

(注2)「特別地域」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等で指定等が行われた地域をいいます。

(注3)「港湾計画」は、港湾環境影響評価の対象となります。

手続きの流れ



- ①第2種事業の届出(条例第5条)
第2種事業を実施しようとする者は、その事業について環境影響評価等の手続を行う必要があるかどうかの判定を受けるため、その事業の概要等を知事に届け出ます。
- ②実施の可否の判定(条例第5条)
知事は、事業実施区域を管轄する市町村長の意見を考慮して、また、必要に応じ高知県環境影響評価技術審査会の意見を聴いて、環境影響評価の手続等を行う必要があるかどうかを判定し、事業者及び市町村長に通知します。
- ③方法書の作成(条例第6条・第7条)
事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目や手法等を記載した環境影響評価方法書(「方法書」)を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
- ④方法書の公告・縦覧(条例第8条)
知事は、事業者から方法書の送付を受けたときはその旨を公告し、公告の日から1週間縦覧に供します。
- ⑤方法書説明会の開催(条例第8条の2)
事業者は、縦覧期間内に、関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるため、説明会を開催します。
- ⑥方法書についての意見書(条例第9条)
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1月)+2週間の間に、事業者に意見書を提出することができます。
- ⑦方法書についての知事意見書(条例第11条)
知事は、関係市町村長の意見や高知県環境影響評価技術審査会の意見を考慮するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、事業者に意見を述べます。
- ⑧環境影響評価の実施(条例第12条・第13条)
事業者は、知事の意見を考慮するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、高知県環境影響評価技術指針で定めるところにより、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、環境影響評価を実施します。
- ⑨準備書の作成(条例第14条・第15条)
事業者は、環境影響評価の結果を記載した環境影響評価準備書(「準備書」)を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
- ⑩準備書の公告・縦覧(条例第16条)
知事は、事業者から準備書の送付を受けたときはその旨を公告し、公告の日から1週間縦覧に供します。
- ⑪準備書説明会の開催(条例第17条)
事業者は、縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるため、説明会を開催します。
- ⑫準備書についての意見書(条例第18条)
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1月)+2週間の間に、事業者に意見書を提出することができます。
- ⑬公聴会の開催(条例第21条)
知事は、準備書について意見を述べるに当たって、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催します。
- ⑭準備書についての知事意見書(条例第20条)
知事は、関係市町村長の意見や高知県環境影響評価技術審査会の意見を考慮するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、事業者に意見を述べます。
- ⑮評価書の作成(条例第22条・第23条)
事業者は、知事の意見を考慮するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、準備書の記載事項について検討し、必要に応じて修正を行ったうえで環境影響評価書(「評価書」)を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
- ⑯評価書の公告・縦覧(条例第24条)
知事は、事業者から評価書の送付を受けたときはその旨を公告し、公告の日から1週間縦覧に供します。
- ⑰工事着手(条例第32条)
事業者は、対象事業の工事に着手したときは、知事に届け出るとともに、関係市町村長に通知します。
- ⑱事後調査報告書の作成(条例第33条)
事業者は、評価書に記載した事項について事後調査を実施したときは、事後調査報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
- ⑲事後調査報告書の公告・縦覧(条例第33条)
知事は、事業者から事後調査報告書の送付を受けたときはその旨を公告し、公告の日から1週間縦覧に供します。
- ⑳環境保全の措置要請(条例第33条)
知事は、事後調査報告書について必要があると認めるときは事業者に対して環境の保全のための措置を講じることを求めることができます。

環境影響評価の項目

調査、予測及び評価の対象となる項目は次のとおりです。

1 環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持

大気環境 ○大気質 ○騒音 ○振動 ○悪臭
○その他大気環境に係る環境要素

水環境 ○水質 ○底質
○地下水の水質及び水位
○その他水環境に係る環境要素

地圏その他の環境
○地形及び地質 ○地盤 ○土壌
○その他の環境要素

2 生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全

動物

植物

生態系

3 人と自然との豊かな触れ合いの 確保、良好な景観の保全 及び歴史的・文化的遺産の 保全

人と自然との
触れ合いの
活動の場

景観

歴史的・
文化的
遺産

4 環境への負荷

廃棄物等

温室効果
ガス等

手続きの概要

